

# 公益財団法人生長の家社会事業団 平成29年度事業報告

当法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する第34条第2項第1号）

## 1. 当法人の概況

### (1) 設立

財団法人設立 昭和21年1月8日（財団法人設立者 谷口雅春先生）  
公益財団法人移行 平成24年4月1日（同年3月28日内閣総理大臣認定）

### (2) 名称

公益財団法人生長の家社会事業団

### (3) 定款に定める目的

（目的）

第3条 この法人は、創立者谷口雅春の日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、諸種の社会事情によって生じた要保護児童の収容及び生活指導並びに宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全な育成を行うとともに、世界各国の宗教聖典等の収集、調査研究、編纂、保存、公開、各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等により、国際相互理解の促進、信教の自由の尊重及び社会文化の振興を図り、その他社会情勢の変遷に応じて社会の福利を図るための文化科学的研究の振興普及に寄与し、並びにこの法人の目的・事業に協賛する本邦及び世界各国団体との親善提携を促進し、もって社会厚生事業並びに社会文化事業の発展強化を図ることを目的とする。

### (4) 定款に定める事業内容

（注、当法人の事業は公益目的事業のみであり、収益事業等は行っていない。）

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
健全育成事業

児童養護施設生長の家神の国寮の設置運営（児童福祉法第6条の3第3号の子育て短期支援事業、同法第41条の退所した者に対する自立のための援助を行うこと及び同法第48条の2の地域の住民に対して児童の養育に関する相談に応じる等の児童養護施設に係る法令に定める業務を含む。）及び宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全育成事業

精神文化振興事業

イ 谷口雅春先生記念図書資料館（図書館法第2条第1項に規定する図書館であって、特に世界各国の宗教聖典を主とする図書資料の収集、整理、編纂、保存、一般公衆への利用に供し、その教養、調査研究等に資するとともに、併せて図書資料のうち社会的に有益かつ可能な著作物について各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等を行う施設）の設置運営事業

ロ その他精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため、精神身体医学、教育心理学、心理カウンセリング及び児童養護実践学その他の文化科学的研究の振興・普及のための研究会、講演会、座談会の開催及び後援、講師の養成及び派遣並びに社会公共に奉仕した物故者の遺徳を顕彰し若しくは災変遭難者を追悼するため感謝・慰霊の行事を行う等の精神文化振興事業

(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## (5) 主たる事務所・従たる事務所等の状況

主たる事務所の所在地は以下のとおりであり、主たる事務所の建物及び敷地は自己所有して公益目的事業である健全育成事業及び精神文化振興事業の用に供しており、当法人の児童養護施設生長の家神の国寮の本園でもある。

〒183-0006 東京都国立市富士見台二丁目39番地の1

従たる事務所は設置していないが、主たる事務所所在地以外に、公益目的事業の施設を次のとおり設置している。

イ、児童養護施設生長の家神の国寮のグループホーム及びショートステイホーム並びに自立応援室

グループホームプラムフィールド（賃借）

東京都国立市

グループホーム<sup>けやき</sup>櫛の家（賃借）

東京都国分寺市

グループホームさくらんぼの家（建物及び敷地自己所有）

東京都立川市

グループホームひまわりの家（賃借）

東京都府中市

ショートステイホーム・おひさま（賃借）

東京都国立市富士見台二丁目32番地の4

⑥ 児童養護施設生長の家神の国寮自立応援室（建物及び敷地自己所有）

東京都国立市大字谷保字出井崎1537番地の1

ロ、谷口雅春先生記念図書資料館（建物及び敷地自己所有）

東京都国立市富士見台三丁目31番地の14

## (6) 役員等に関する事項

### 評 議 員

役 職	常勤・非常勤	氏 名	勤務先及び役職
評議員	非常勤	橋田 怜子	元生長の家本部講師（平成30年6月10日昇天）
評議員	非常勤	岡田 幹彦	日本政策研究センター主任研究員
評議員	非常勤	池永 桂子	元公立小学校講師、元社会教育指導員、 特定非営利活動法人日本教育カウンセラー協 会認定初級教育カウンセラー
評議員	非常勤	田内川 明	獣医師 田内川動物病院院長
評議員	非常勤	河村 善一	滋賀県愛知郡愛荘町議会議員、 農事組合法人ドリームアグリ杵掛代表理事、 滋賀県立甲良養護学校後援会会長、 特定非営利活動法人愛・ライブ理事長
評議員	非常勤	田村 和枝	株式会社福新専務取締役、 一般社団法人龍生華道会評議員・家元一級教授
評議員	非常勤	大原 和子	応用心理カウンセラー、元幼稚園教諭、 公益財団法人新教育者連盟副理事長
評議員	非常勤	出口 正博	元公立小学校校長、 社会福祉法人みどり保育園理事
評議員	非常勤	吉野 和之	東京都三鷹市市議会議員
評議員	非常勤	宮原 妙子	医学博士、医師
評議員	非常勤	丸 幸生	高等学校講師
評議員	非常勤	有森 義典	有限会社原源本店代表取締役
評議員	非常勤	市橋 宏亮	医学博士、市橋眼科院長
評議員	非常勤	大橋 岳彦	出版社編集部長
評議員	非常勤	中原 由美子	学習塾「心学塾エデュコー」経営
評議員	非常勤	千装 喜巳子	居宅介護支援事業所管理者、主任介護支援専 門員、社会福祉士、精神保健福祉士
評議員	非常勤	別府 秀俊	株式会社光明思想社月刊誌編集担当

## 代表理事、業務執行理事及び監事

役職名	常勤・非常勤	氏名	理事の担当業務、勤務先及び役職
理事	常勤	久保 文剛	代表理事（理事長）、法令順守統括責任者、谷口雅春先生記念図書資料館館長、生長の家講師委員会委員長兼務
理事	常勤	岡村 佳明	副理事長、会計及び事務統括担当業務執行理事、公益財団法人生長の家社会事業団事務長、児童養護施設生長の家神の国寮事務・総務部門主任
理事	常勤	國弘 昭義	業務執行理事、児童養護施設生長の家神の国寮施設長
理事	常勤	木下 千鶴子	業務執行理事、広報・出版部長
理事	常勤	荒地 光泰	業務執行理事、児童養護施設生長の家神の国寮副施設長及び「ひだまり」ホーム長
監事	非常勤	岡本 利郎	御苑特許事務所所長 弁理士
監事	非常勤	上野 耕治	谷口雅春先生を学ぶ会部長

(注)その他4名の外部有識者が、業務執行理事を兼務しない理事に就任している。

### (7) 職員に関する事項

理事を兼務する者（5人）を除き、職員の数63人（うち常勤34人、非常勤29人）  
 (平成30年3月末日現在)

## 2 . 事業の状況

### (1) 事業の経過及びその成果

定款第4条第1号から第3号に列記された本公益財団法人の目的達成のための事業項目に沿い、平成29年度の事業の経過及びその成果を下記の通り報告します。

#### 1 . 健全育成事業

児童養護施設生長の家神の国寮の設置運営（児童福祉法第6条の3第3号の子育て短期支援事業、同法第41条の退所した者に対する自立のための援助を行うこと及び同法第48条の2の地域の住民に対して児童の養育に関する相談に応じる等の児童養護施設に係る法令に定める業務を含む。）

昭和20年9月、創立者谷口雅春先生により戦災遺児孤児の収容保護が始められたことが、児童養護施設生長の家神の国寮の沿革の最初であり、今日その社会的使命は益々増大しています。

当児童養護施設では、児童福祉法第6条の3第3号の「子育て短期支援事業」として、国立市からの委託を受けて、「ショートステイホーム・おひさま」を開設しています。

また、同法第41条の「退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う」の規定並びに定款第4条第1項第1号括弧書き及び児童養護施設生長の家神の国寮運営規程第2条第7項の規定に基づき、施設長を管理者とする「児童養護施設生長の家神の国寮自立応援室」を設置しています。

さらに、同法第48条の2の「地域の住民に対して、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行う」等の地域住民に対する福祉・交流活動等に貢献しています。

（詳細については、「平成29年度児童養護施設生長の家神の国寮事業報告」参照）

#### 宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全育成事業

公衆への掲示及び児童養護施設の児童への案内等により希望者を募って、青少年練成会（当法人と谷口雅春先生を学ぶ会との後援により、青少年練成会実行委員会主催）への参加及びNPO法人まほろば教育事業団の教育合宿の案内等により実施しています。

平成29年度においては、当法人後援により、夏季に福岡県及び東京都の2会場において夏季青少年練成会を、10月に三重県において伊勢青少年練成会を、3月に東京都において春季一日親子見真会をそれぞれ開催しました。東京都においての夏季青少年練成会には、児童養護施設生長の家神の国寮からも希望児童1名が参加しております。

## 2. 精神文化振興事業

谷口雅春先生記念図書資料館（図書館法第2条第1項に規定する図書館であつて、特に世界各国の宗教聖典を主とする図書資料の収集、整理、編纂、保存、一般公衆への利用に供し、その教養、調査研究等に資するとともに、併せて図書資料のうち社会的に有益かつ可能な著作物について各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等を行う施設）の設置運営事業

図書館法第2条第1項に規定する図書館である「谷口雅春先生記念図書資料館」を、定款第4条第1項第2号イの規定及び「谷口雅春先生記念図書資料館管理規程」に基づき、東京都国立市富士見台二丁目39番地の1に設置運営しています。

「谷口雅春先生記念図書資料館管理規程」の現行規定は次のとおりです。

谷口雅春先生記念図書資料館管理規程

（設置）

第1条 公益財団法人生長の家社会事業団は、図書館法（昭和25年法律118号）第2条第1項に規定する「図書館」として、公益財団法人生長の家社会事業団定款第3条及び第4条第1項第2号の規定に基づき、特に世界各国の宗教聖典を主とする図書資料の収集、整理、編纂、保存、一般公衆への利用供与により、その教養、調査研究等に資するとともに、併せて図書資料のうち社会的に有益かつ可能な著作物について、各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等を行い、もって国際相互理解の促進、信教の自由の尊重及び社会文化の振興を図るため、谷口雅春先生記念図書資料館（以下「図書資料館」という。）を設置する。

（位置及び分館等）

第2条 図書資料館の本館を、東京都国立市富士見台三丁目31番地の14に置く。

2 図書資料館の分館及び分室等を、常勤理事会に諮り代表理事（以下「理事長」という。）の承認により、全国各地に置くことができる。

（職員）

第3条 図書資料館に、館長、司書、司書補その他の職員を置く。また、有給職員の他、非常勤職員及び無給の奉仕者（図書資料館ボランティア）を置くことができる。

2 館長その他の職員は、理事長が任命する。奉仕者は、館長が委嘱する。

3 館長は、理事長の命を受けて図書資料館を管理する。

4 図書資料館の就業規則は、理事会の決議によって別に定める。

5 図書資料館に、理事長の委嘱により、相談役、顧問その他の無給の名誉職を置くことができる。

（賛助会及び対価の徴収等）

第4条 図書資料館保存の図書資料を永く後世に保存し、その利用普及に資するため、谷口雅春先生記念図書資料館賛助会を設置するものとする。この賛助会の規約は、理事会の決議により別に定める。図書資料の館外貸し出しその他所定の図書館奉仕については、この賛助会の会員に限定することができる。

2 図書資料館は、図書館法第28条の規定に基づき、私立図書館として、図書資料の利用

に対する対価を徴収することができる。ただし、当法人定款第3条の目的及び公益性(公益目的事業適合性)に照らして必要と認められる場合であって法令に適合するときは、これを免除又は減額することができる。

(委任)

第5条 この規程の施行に必要な事項(図書資料の保存・利用手続、第2条第2項の分館等の設置要項・書式、その他の処務を含む。)は、図書館法の定めによるほか、常勤理事会に諮り理事長の承認を受けて、館長が別に定める。

(改正)

第6条 この規程の改正は、公益財団法人生長の家社会事業団定款第41条の規定に基づき、理事会の決議によって行う。

附 則(略)

また、理事会決議に基づき、「谷口雅春著作編纂委員会」を設置し、学識経験者を含め、当法人が所有する著作物について社会的に有益な普及刊行に向けた編纂委員会を谷口雅春先生記念図書資料館において随時開催しており、現在、専門的調査研究及び編纂のための検討を鋭意重ねています。

さらに、谷口雅春先生記念図書資料館の事業として、定款第4条第1項第1号イ括弧書中に「著作権の保護」事業が規定されていますので、海外を含めて当法人の著作権保護のための必要な法的調査と当法人が著作権を所有する著作物の普及を進めています。

その他精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため、精神身体医学、教育心理学、心理カウンセリング及び児童養護実践学その他の文化科学的研究の振興・普及のための研究会、講演会、座談会の開催及び後援、講師の養成及び派遣並びに社会公共に奉仕した物故者の遺徳を顕彰し若しくは災変遭難者を追悼するため感謝・慰霊の行事を行う等の精神文化振興事業

定款第4条第2号ロに上記の事業が定められています。この事業を実施するため理事会において次の「講師規程」及び「物故者顕彰慰霊事業実施規程」を制定し施行しています。

#### 公益財団法人生長の家社会事業団講師規程

(目的)

第1条 この規程は、内閣総理大臣より公益認定を受けた「公益財団法人生長の家社会事業団定款」第4条第1項第2号ロに規定する公益目的事業である「講師の養成及び派遣」事業を実行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(基本精神と任務)

第2条 生長の家社会事業団講師(以下「生長の家講師」と略称する。)は、「公益財団法人生長の家社会事業団定款」第3条(目的)に「創立者谷口雅春の日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき」と明記された創立者谷口雅春先生の宗教的信念に基づく当公益法人の目的と精神に全面的に賛同し、「精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため」(定款第4条第1項第2号ロ) 創立者の精神を正しく伝え救済する者と

しての自覚をもって、神想観・『生命の實相』及び『聖經甘露の法雨』等の聖典聖經読誦・愛他行の三正行の徹底実践と指導、個人指導（心理カウンセリング）及び祈り合い等の救済活動実践、『生命の實相』勉強会・輪読会その他講演会・座談会等の開催指導及び物故者の感謝・慰霊の行事を指導する等の聖使命に邁進する。

（講師の養成及び認定）

第3条 生長の家講師の養成及び認定等の公益目的事業を行うため、当公益法人に、「生長の家講師委員会」を設置する。

2 「生長の家講師委員会」の委員長1名及び委員若干名は、高潔な人格者であり、教化指導についての深い識見と専門的能力を有する有識者のうちから、代表理事（以下「理事長」という。）が委嘱する。

3 人類光明化運動・日本国実相顕現（海外諸国に属する者については所属国の実相顕現）に挺身することを熱願する者のうちから、生長の家社会事業団が主催する特別研修講座等の課程を受講し、本規程末尾書式の「誓約書」を、履歴書相添え提出して、生長の家講師として活動することを希望するものについて、「生長の家講師委員会」の審査認定を経て、当公益法人より、生長の家講師の資格を授与する。

4 生長の家講師資格授与に際しては、当公益法人による「生長の家講師委嘱状」及び「生長の家講師名刺」・徽章等を授与する。

（活動）

第4条 生長の家講師は、創立者谷口雅春先生の正統な御教え普及のため、三正行を日々率先垂範する。

2 生長の家講師は、地域・職場・家庭等において、『生命の實相』勉強会・輪読会等を開催指導し、新規開拓を行う。

3 生長の家講師は、毎月、生長の家講師教化活動報告書を、「生長の家講師委員会」に報告しなければならない。

（遵守事項）

第5条 生長の家講師は、谷口雅春先生の正統な御教えを普及する名誉職であるから、旅費宿泊費等の実費弁償を除き、真理普及の対価としての奉謝金は受けない。

2 生長の家講師は、国法並びに公益財団法人生長の家社会事業団講師規程（末尾の誓約書を含む。）及び当公益法人「生長の家講師委員会」の指示等を遵守しなければならない。

3 生長の家講師は、常に品位を高く保持することを心がけるものとし、いやしくもその地位を利用して私的利益を図ったり、風紀を乱したり、その他公序良俗に反する言動などにより、生長の家講師の体面を傷つけることがあってはならない。

（解任）

第6条 谷口雅春先生の正統な御教えを普及する生長の家講師としての名誉及び体面を傷つける言動があったときは、当公益法人は、「生長の家講師委員会」に諮り、生長の家講師の資格を喪失せしめる。

（休任・辞任）

第7条 本人に講師活動の意欲あるにもかかわらず年齢や体力により講師活動が出来ない旨の届出が「生長の家講師委員会」にあった生長の家講師は休任として、名誉称号とし



て講師資格を持続する。

2 生長の家講師を辞任しようとする場合は、その旨を「生長の家講師委員会」に届け出て、「生長の家講師委嘱状」及び「生長の家講師名刺」・徽章等を返納しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定める事項のほか、生長の家講師の養成及び認定等の実施のために必要な事項については、理事長が、第3条第1項の「生長の家講師委員会」に諮って定めるものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、公益財団法人生長の家社会事業団定款第41条の規定に基づき、理事会の決議によって行う。

附 則(以下略)

#### 公益財団法人生長の家社会事業団物故者顕彰慰霊事業実施規程

(事業の実施)

第1条 公益財団法人生長の家社会事業団は、公益財団法人生長の家社会事業団定款第3条(社会の福利を図る)及び第4条第2号口(社会公共に奉仕した物故者の遺徳を顕彰し若しくは災変遭難者を追悼するため感謝・慰霊の行事を行う)の規定に基づき、精神生活改善による社会の福利を図るための精神文化振興事業の一つとして、社会公共に奉仕した物故者の遺徳を顕彰し、若しくは災変遭難者を追悼するため、感謝・慰霊の行事を行う等の物故者顕彰慰霊事業を実施する。

(実施場所)

第2条 物故者顕彰慰霊事業は、公益財団法人生長の家社会事業団の施設において、代表理事(以下「理事長」という。)の命を受けた役員又は職員により定例に実施するほか、全国各地において、奉仕者により随時実施するものとする。

(奉齋基準)

第3条 物故者顕彰慰霊事業の対象とする物故者については、国家護持、社会公共への奉仕(公益事業への高額献資等を含む。)等の功績、若しくは災変遭難の規模等に応じて、永代奉齋又は年次奉齋若しくは合同奉齋等を行うものとし、その奉齋基準については、理事会において別に定める。

(委任)

第4条 この規程の施行に必要な事項は、前条に定める事項を除き、理事長が別に定める。

(改正)

第5条 この規程の改正は、公益財団法人生長の家社会事業団定款第41条の規定に基づき、理事会の決議によって行う。

附 則(略)

以上の規程に基づき、当法人では、谷口雅春先生記念図書資料館屋上に奉齋施設を建立して毎月の定例式典を厳粛に行うとともに、毎月1日及び22日は午前10時から約1時間にわたり同館において、その他の日は毎日同館又は法人本部において「東日本大震災遭難者

追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭」を実施しています。

なお、公益法人として受益の機会があまねく一般に開かれていますので、行事の厳粛さを乱さなければ、どなたでも自由に参列することができます。

公益財団法人生長の家社会事業団では、定款第4条第1項第2号口及び公益財団法人生長の家社会事業団講師規程第3条第3項に定められた公益目的事業（講師養成事業）として、平成29年6月30日（金）より同年7月2日（日）迄、大阪府大阪市東淀川区西淡路一丁目3番21号の「大阪コロナホテル」において、第10回研修講座（参加者数130名）を、平成30年2月16日（金）より同月18日（日）迄、熊本県熊本市西区春日一丁目14番1号の「くまもと森都心プラザ」において、第11回研修講座（参加者数146名）を、それぞれ開催しました。

受講生の方々は、あまねく不特定多数の全国各県から受講を希望された老若男女の方々が、毎日午前9時から午後9時迄（最終日は午後4時迄）の全9講座の研修講座を、最初から最後まで真剣に「上求菩提、下化衆生」の願いをもって受講されました。（参加の旅費・宿泊費等は参加者の自己負担）

最終日には、代表理事より、研修講座の「修了証書」の授与が行われました。

各地で活躍されている受講者の皆様は、新たな決意と希望に燃えて地元に戻られました。

その他の精神文化振興事業として、平成29年度において当法人が講演会等を開催し当法人の常勤理事を講師として派遣した詳細は以下の一覧表のとおりです。なおこれらの講演会等は不特定多数を対象としており受益の機会があまねく一般に開かれています。また、講師の常勤理事には講演料等の報酬は一切支払わず、旅費のみの実費弁償でした。

また、その他、本事業として、当法人の評議員で応用心理カウンセラー等の専門資格を有する各講師が、居住する県内又は近県等に、無償奉仕により、それぞれ講演会等に出講している等の多くの実績があります。

当法人の常勤理事・職員の講師派遣及び式典執行等の実績（平成29年度）

< 4月 >

1日（土）月初め感謝祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭

5日（水）中野区『生命の實相』勉強会

12日（水）青梅市『生命の實相』勉強会

22日（土）謝恩祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭

第66回新編『生命の實相』輪読会

26日（水）谷口雅春著作編纂委員会

29日（土）三鷹市『生命の實相』勉強会

< 5月 >

1日（月）月初め感謝祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭

3日（水）中野区『生命の實相』勉強会

10日（水）青梅市『生命の實相』勉強会

21日（日）当法人後援岡山真理講演会

22日（月）謝恩祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭

第67回新編『生命の實相』輪読会

27日(土)三鷹市『生命の實相』勉強会

<6月>

1日(木)月初め感謝祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭

7日(水)中野区『生命の實相』勉強会

18日(日)創立者谷口雅春先生感謝の集い(多磨霊園)

22日(木)谷口雅春先生32年祭・先祖供養祭(谷口雅春先生記念図書資料館)

第68回新編『生命の實相』輪読会

24日(土)三鷹市『生命の實相』勉強会

30日(金)~7月2日(日)第10回研修講座大阪会場(大阪コロナホテル)

<7月>

2日(土)月初め感謝祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭

6日(水)中野区『生命の實相』勉強会

12日(水)青梅市『生命の實相』勉強会

22日(土)謝恩祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭

第69回新編『生命の實相』輪読会

24日(月)さいたま市『生命の實相』勉強会

28日(金)~30日(日)夏季青少年練成会(福岡県大川市)

29日(土)三鷹市『生命の實相』勉強会

<8月>

1日(火)月初め感謝祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭

2日(水)中野区『生命の實相』勉強会

5日(土)「生命の實相in東京」勉強会出講

6日(日)福島県いわき市先祖供養誌友会

9日(水)青梅市『生命の實相』勉強会

11日(金)~13日(日)夏季青少年練成会(関東会場・日本橋練成道場)

19日(土)~20日(日)沖縄県護国神社戦没者慰霊祭・研修会出講

22日(火)謝恩祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭

第70回新編『生命の實相』輪読会

26日(土)三鷹市『生命の實相』勉強会

<9月>

1日(金)月初め感謝祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭

6日(水)中野区『生命の實相』勉強会

8日(金)~10日(日)九州練成会(福岡県大川市)出講

10日(日)埼玉県狭山市『生命の實相』勉強会

13日(水)青梅市『生命の實相』勉強会

17日(日)児童養護施設生長の家神の国寮先祖供養祭

22日(金)謝恩祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭

第71回新編『生命の實相』輪読会

- 23日(土)三鷹市『生命の實相』勉強会  
 30日(日)当法人後援東京『生命の實相』学習会(ゆりの会)一日見真会(靖国神社)
- <10月>  
 1日(日)月初め感謝祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭  
 6日(金)～8日(日)当法人後援第4回伊勢青少年練成会  
 22日(日)謝恩祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭  
 第72回新編『生命の實相』輪読会  
 28日(土)三鷹市『生命の實相』勉強会
- <11月>  
 1日(水)月初め感謝祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭  
 4日(土)憲法学会(慶応大学)  
 5日～6日会津若松市講演会(福島県大会)  
 8日(水)青梅市『生命の實相』勉強会  
 11日(土)宗教学会(近畿大学)  
 15日(水)青梅市『生命の實相』勉強会  
 18日(土)三鷹市『生命の實相』勉強会  
 22日(水)谷口雅春先生御生誕日奉祝謝恩祭  
 第73回新編『生命の實相』輪読会
- <12月>  
 1日(金)月初め感謝祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭  
 13日(水)青梅市『生命の實相』勉強会  
 22日(金)謝恩祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭  
 第74回新編『生命の實相』輪読会  
 23日(土)三鷹市『生命の實相』勉強会
- <1月>  
 1日(月)歳旦感謝祭(谷口雅春先生記念図書資料館屋上)  
 10日(水)青梅市『生命の實相』勉強会  
 14日(日)当法人後援近畿ブロック大真理講演会(メルパルク京都)  
 22日(月)謝恩祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭  
 第75回新編『生命の實相』輪読会  
 27日(土)三鷹市『生命の實相』勉強会  
 28日(日)当法人後援第3回東京大真理講演会(明治神宮参集殿)
- <2月>  
 1日(木)月初め感謝祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭  
 7日(水)中野区『生命の實相』勉強会  
 14日(水)青梅市『生命の實相』勉強会  
 16日(金)～18日(日)第11回研修講座(くまもと森都心プラザ)  
 22日(木)謝恩祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭  
 第76回新編『生命の實相』輪読会

- 24日(土)三鷹市『生命の實相』勉強会  
 <3月>  
 1日(木)月初め感謝祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭  
 3日(土)福島県いわき市真理講演会  
 7日(水)中野区『生命の實相』勉強会  
 11日(日)当法人後援第2回埼玉大真理講演会(さいたま共済会館)  
 14日(水)青梅市『生命の實相』勉強会  
 22日(木)謝恩祭・東日本大震災遭難者追悼・物故者顕彰慰霊・先祖供養祭  
 第77回新編『生命の實相』輪読会  
 25日(日)第4回春季親子一日見真会(東京都中央区 日本橋練成道場)

### 3. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

定款第3条(目的)に規定された「この法人は、創立者谷口雅春の日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、...この法人の目的・事業に協賛する本邦及び世界各国団体との親善提携を促進し、もって社会更正事業並びに社会文化事業の発展強化を図る」ために、生長の家社会事業団は、創立者谷口雅春先生の宗教的信念を正しく伝えるあらゆる団体・人々を支援します。

具体的には、精神文化振興事業においては、当法人の目的・事業に協賛する全国各地の誌友会・勉強会・協賛団体等により立ち上げられた「実行委員会」により開催されている真理講演会を後援し講師派遣等を支援しています。

平成29年度においては、11都道府県で開催し、全国で約2,800名が参集して、それぞれ真理の歓びが大爆発した講演会となりました。

また、健全育成事業(児童養護施設の設置運営等)においては、児童養護施設生長の家神の国寮の運営を通じて、東京都社会福祉協議会、国立市社会福祉協議会、都内各児童養護施設等との協力・情報交換を緊密に実施しています。

## (2) 資金調達の状況

特記すべきものはありません。

## (3) 重要な契約の締結

平成29年度において「公益財団法人生長の家社会事業団著作権管理規程」第2条の規定に基づき、株式会社光明思想社及び谷口雅春先生を学ぶ会等と、以下のとおり、著作権の有償使用許諾又は出版権設定の契約を締結しましたので、同条に基づき報告いたします。

題 号	著 者	発 行 者
-----	-----	-------

- 1 ペン字用写経ノート 聖經甘露の法雨 谷口雅春先生 株式会社光明思想社
- 2 礼拝用「御額」(自宅奉安用) 谷口雅春先生 谷口雅春先生を学ぶ会  
(昭和11年11月22日発行『生命の實相』  
大聖典巻頭御揮毫「生命の實相」)
- 3 『七つの燈台の点燈者の神示』 谷口雅春先生 株式会社光明思想社  
(大調和の神示)

(注) 上記1及び2は有償使用許諾の契約です。3は著作権設定の契約です。

## (4) 直前3事業年度の財産及び収支・正味 財産増減の状況

### 平成27年度

資産合計	827,780,912円
負債合計	88,739,411円
正味財産合計	739,041,501円
当期経常収益	398,043,321円
当期経常費用	412,784,133円

### 平成28年度

資産合計	866,365,529円
負債合計	78,506,441円
正味財産合計	787,859,088円
当期経常収益	395,840,793円
当期経常費用	413,338,682円

### 平成29年度

資産合計	885,037,598円
負債合計	71,552,555円
正味財産合計	813,485,043円
当期経常収益	410,161,854円
当期経常費用	431,678,814円

## (5) 評議員会、理事会等に関する事項

開催年月日	平成29年 6 月 5 日
会議名称	平成29年度第 1 回定例理事会
主要な議題	職務執行状況の報告の件 著作権等に関する民事訴訟の報告 講師養成事業、広報・出版事業及び創立70年記念事業等に関する報告 その他の職務執行状況等の報告 第 1 号議案 平成28年度事業報告について（可決） 事業報告（法人全体の事業報告） 事業報告附属明細書（児童養護施設の事業報告） 第 2 号議案 平成28年度決算について（可決） 法人全体の決算 施設会計の決算 第 3 号議案 定時評議員会の招集及び提出議案について（可決） 第 4 号議案 細則の改正等について（可決） 第 5 号議案 株式会社日本教文社株式に係る議決権行使について（可決）
開催年月日	平成29年 6 月20日
会議名称	定時評議員会
主要な議題	1．平成28年度事業報告書の内容報告の件 2．平成28年度予算の補正の報告の件 3．平成29年度事業計画書の内容報告の件 4．平成29年度予算及び同年度「資金調達及び設備投資の見込みに関する書類」の報告の件 第 1 号議案 平成28年度決算の承認について（可決） 第 2 号議案 理事の選任（1 名）について（可決） 第 3 号議案 監事の選任（2 名）について（可決）
開催年月日	平成29年 6 月20日
会議名称	書面決議による臨時理事会
主要な議題	1．業務執行理事の選定及び担当業務等の件（可決）

開催年月日	平成29年11月7日
会議名称	平成29年度第2回定例理事会
主要な議題	<p>職務執行状況の報告の件</p> <p>平成29年度上半期の事業報告（法人全体）の件</p> <p>平成29年度上半期の事業報告（児童養護施設）の件（東京都福祉保健局実地検査等の報告を含む）</p> <p>著作権等に関する民事訴訟等の報告の件</p> <p>講師養成事業（生長の家教義研修講座）及び健全育成事業（青少年練成会）並びに創立七十年記念事業献資の報告</p> <p>その他の職務執行状況報告</p> <p>第1号議案 平成29年度上半期決算の承認について（可決）</p> <p>第2号議案 細則の改正等について（可決）</p> <p>第3号議案 施設改修工事等に係る委任の承認について（可決）</p>
開催年月日	平成30年3月28日
会議名称	平成29年度第3回定例理事会
主要な議題	<p>職務執行状況の報告の件</p> <p>著作権等に関する民事訴訟等の報告の件</p> <p>公益目的事業（精神文化振興事業の行事開催等及び広報・出版事業）並びに創立70年記念事業募金等に関する報告</p> <p>施設改修工事等の進捗状況の報告</p> <p>その他の職務執行状況の報告</p> <p>第1号議案 平成29年度補正予算の承認について（可決）</p> <p>第2号議案 平成30年度事業計画について（可決）</p> <p>第3号議案 平成30年度予算及び同年度「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」の承認について（可決）</p> <p>第4号議案 細則の改正等について（可決）</p> <p>第5号議案 その他（指定寄附金について「募集に係る財産の用途として定めた内容」の一部追加について）（可決）</p>



### 3．株式等を保有している場合の概要

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| (1) 株式等の財産の保有の有無 | 保有している           |
| (2) 団体の名称        | 株式会社日本教文社        |
| (3) 財産の名称        | 株式               |
| (4) 当該団体の主な業務の内容 | 出版業、駐車場業、不動産貸付業等 |
| (5) 議決権の割合       | 4.1%             |

### 4．基本財産（不可欠特定財産）である著作権保護のための法的保全行為（民事訴訟等）の概要

当公益法人の定款第4条第1項第2号イには、公益目的事業として、「著作権保護」の業務が定められております。特に創立者谷口雅春先生から基本財産としてご寄附を受けて定款別表第2に掲げられた基本財産（不可欠特定財産）である著作権を永続的に保護することは、当公益法人の重大な歴史的使命であります。

このため、当公益法人は、基本財産（不可欠特定財産）である著作権の侵害等の違法行為に対しては、厳正かつ敢然と法的保全行為（民事訴訟等）を実施してまいりましたので、その概要を報告します。

#### 1．株式会社日本教文社の著作権侵害に関する訴訟

平成25年5月、最高裁判所において当法人勝訴が最終確定した民事訴訟について

当法人創立者谷口雅春先生に「久遠天上理想国実現の神示」が天降られた日であります平成25年5月27日、最高裁判所は、第一小法廷の裁判官全員一致による決定を下しました。

この日、最高裁判所は、平成21年から争いとなっていた『生命の實相』等の著作権を主とする以下の民事訴訟について、知的財産高等裁判所の判決を全部不服とする宗教法人「生長の家」（以下「教団」と略称）と株式会社日本教文社の上告を棄却し、当法人及び株式会社光明思想社を全面的勝訴とし、教団らを全面的敗訴とする歴史的判決を最終確定させたのです。

##### 第1事件

そもそも、『生命の實相』の著作権は、昭和21年1月8日、著者谷口雅春先生より財団法人生長の家社会事業団設立の基本資産としてご寄付されています。

谷口雅春先生は、大東亜戦争の終戦直後、日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、光明化運動の第二の発進宣言と言われる「生長の家社会事業団の設立」の十大項目を発表され、全信徒の協力を呼びかけられるとともに、『生命の實相』（聖詩篇・経典篇所収の『甘露の法雨』等の聖經を含む）の著作権及び私財を当法人設立のためご寄附されました。

この著作権のご寄附について、当時、東京都知事に「証明書」を提出されておられます。

更に、谷口雅春先生のご昇天後、昭和63年、ご相続人である谷口輝子先生、谷口清超先生、谷口恵美子先生の三先生の委任により、生長の家本部の顧問弁護士が代理人となり、著作権法に基づき、文部省の文化庁長官に対して、『生命の實相』及び『甘露の法雨』等の著作権が、谷口雅春先生より、財団法人生長の家社会事業団に、昭和21年1月8日譲渡された。」との登録申請が行われ、国の「著作権登録原簿」に明確に登載されました。

ところが、このように明確な谷口雅春先生のご遺志並びに谷口輝子先生、谷口清超先生及び谷口恵美子先生の三先生による著作権譲渡の手続を無視する暴挙が、秘密裡に行われていたことが発覚しました。

すなわち、昭和57年5月1日、『生命の實相』初版の発刊50周年を祝して、日本教文社から発行された初版革表紙『生命の實相』復刻版は好評のため刷り増しを重ねましたが、当法人の正式な許諾を得ることなく、何者かからの秘密の圧力により、印税（著作権使用料）が支払われなくなり、終には、奥付の当法人理事長の検印も削除されていました。

そのことは、平成20年10月頃、信徒から贈呈された初版革表紙『生命の實相』復刻版の刷り増しを偶然見た関係者が、奥付に当法人理事長の検印が無く、著作権表示が当法人と異なる表示に改竄されていることに気付いた次第です。

直ちに、日本教文社に対して、当法人代理人の弁護士より正式に内容証明郵便により照会したところ、最初の返答では「古いことなので資料がどこにあるかわからない、関係の担当者が退職しているので、回答に猶予をもらいたい」との内容でした。

ところが、次の返答は驚くべき内容でした。すなわち、「生長の家社会事業団は『生命の實相』の著作権者ではない。しかも、『生命の實相』のうち、頭注版と愛蔵版に限定して印税を受け取ることができるだけだ」という、暴論を返答してきました。

このため、当法人は、やむなく、東京地方裁判所に対して、株式会社日本教文社が、初版革表紙『生命の實相』復刻版の著作権表示の改竄と印税未払いを謝罪し、著作権侵害の損害を賠償すべきことを訴えました。（第1事件）（東京地方裁判所平成21年（ワ）第6368号事件）

なお、この裁判の途中で初めて明らかになったことですが、日本教文社は、初版革表紙『生命の實相』復刻版に引き続き、『生命の實相』第二巻の『久遠の實在』復刻版を発行していますが、この奥付に著作権者として当法人理事長の検印があるにもかかわらず、その印税は当法人に全く支払われていないことも判明しました。

しかも、日本教文社は、初版革表紙『生命の實相』及び復刻版『久遠の實在』復刻版の未払い印税について5年以上未払いの商事債権は既に時効だから支払う必要はないなどと社会的モラルの片鱗も無い厚顔無恥な主張を行いました。

## 第2事件

これに対して訴訟開始後、教団は、著作者の遺族も原告とさせ、当法人と光明思想社に対して、『古事記と日本の世界的使命一甦る『生命の實相』神道篇』等の各書籍の出版差

止めと謝罪を要求するという民事訴訟を起こしました。

その主張は、端的に纏めれば、第一に、当法人は著作権者ではなく出版の企画や運営を独自に行うことができない。当法人の事業運営については、教団が“管理権”なるものを持っていて、その全面的支配統制に服従すべきであるというものであり、第二に、生長の家教修会で現総裁が公言し、教団出版の教修会記録でも一般に公表した“谷口雅春先生は、戦時中誤りを犯した。だから、終戦後の神示で、神様に叱られたのだ”という主張(暴論)に盲従して、谷口雅春先生は、戦後、国家観・天皇観を変更されたから、生命の實相神道篇の復活を許されなかったのだ。その発行は、著作者人格権を侵害するというものでした。これが第2事件(東京地方裁判所平成21年(ワ)第17073号事件)であります。

### 第3事件

出版社として許されない最大の罪悪である著作権侵害を行った不誠実な日本教文社に対しては、当然のことながら、著作権者である当法人は、すべての出版契約を解除しました。

それにもかかわらず、日本教文社は独占的出版権を今なお有しているなどと主張し、当法人と正式に出版契約を結んだ光明思想社に対して出版差止めの訴えを起こすという暴挙に出ました。これが第3事件(東京地方裁判所平成21年(ワ)第41398号事件)です。

以上～が最高裁判所が上告棄却した事件ですが、これらの裁判途中で以下の仮処分申立事件も生じております。

#### 仮処分申立事件1

教団と、日本教文社は、第2事件及び第3事件につき、同じ内容について仮処分の申立も行ないましたが、東京地方裁判所は、教団と、日本教文社の言い分(被保全権利)を完全に否認する決定(東京地方裁判所平成21年(ヨ)第22079号事件)を行い、知財高裁も第1事件～第3事件の判決と同一日の決定により抗告を棄却し、確定しました。(平成23年(ラ)第10003号 著作権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件)

#### 仮処分申立事件2

平成23年11月、日本教文社は、出版契約がなくなっている著作物を違法であるにもかかわらず、「緊急避難」を名目に出版することを教団の最高首脳者会に報告し、公然と全国に通達しました。これに対して、当法人は、同年12月1日付内容証明郵便「明白な著作権侵害の犯罪行為の即時停止要求の通知」を発信しました。

同月9日、当法人と光明思想社とは東京地裁に差し止めの仮処分を申立て、同月16日、裁判所の斡旋により、日本教文社の違法発行差し止めの和解が成立しました。(和解内容は当法人の申立て内容のとおりであり、かつ、和解調書は、確定判決と同一の法的効力を有します。)(東京地裁平成23年(ヨ)第22102号 書籍発行差止仮処分申立事件)

～の3つの事件は結果として併合審理となり、平成23年3月4日東京地方裁判所の判決が、平成24年1月31日知的財産高等裁判所の判決が出されました。の仮処分申立事件1も同様の決定(地裁は申立却下、高裁は抗告棄却)が出されました。

知財高裁で完全敗北した教団及び株式会社日本教文社は、平成24年2月14日付で「同判決は全部不服であるから」として最高裁判所に上告しました。

同年4月10日、上告人らは、「上告理由書」等を提出しています。

最高裁判所第一小法廷は裁判官全員一致により、平成25年5月27日次の正文及び理由を決定し、同月28日訴訟代理人宛に調書(決定)を送達し、同月29日訴訟代理人から当法人

への通知を受けましたので、直ちに、全国の生長の家教区、道場及び海外の伝道本部等に、最高裁判所の判決を、ファクシミリ及び郵送により、通知いたしました。

「裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年5月27日

最高裁判所第一小法廷

以上の最高裁判所の決定により、知的財産高等裁判所の判決（引用肯定された東京地方裁判所の判決を含む）が最終確定し、確定判決としての効力を生じました。

法と証拠に照らした各裁判所の厳正な審判により、教団と日本教文社による違法不当な要求は、ことごとく退けられました。

特に、現教団らによる「谷口雅春先生は、戦後、国家観・天皇観を変更された」との主張を否認する裁判所の重要な根拠として、谷口雅春先生著の『秘められたる神示』中の「『生命の實相』の第十六巻に収録されてあつた『古事記』の講義なども発禁の運命を甘受しなければならなかつた。私は、日本國家の前途を思ひ、日本民族に課せられた運命を思ひ、泣くに泣けない悲しみの中に、眠られぬ幾夜を過ごしてゐた（後略）」との御文章が、東京地方裁判所の判決書の「当裁判所の判断」（知財高裁も肯定。最高裁により最終確定）に堂々と引用・掲載され、谷口雅春先生のお考えが戦前・戦中・戦後も一貫して変わっていないことが証明されたことは、心ある人々に深い感銘を与えました。

当法人創立者谷口雅春先生は、その主著『生命の實相』、『聖經甘露の法雨』その他の著作物の著作権を、私有財産とされることなく、人類の至宝として永続的・恒久的に保全されるとともに国家社会の公益に貢献せんがために、公益法人である当法人の基本資産とされたのであります。

今回の判決は谷口雅春先生のような高貴な御志とご真意が、裁判所という公平中立な公的機関によって高く評価・尊重されたという事実が明らかとなり、社会的にも重大な意義を持つものです。

平成28年3月、最高裁判所において当法人勝訴が最終確定した民事訴訟（日本教文社の不当な蒸し返し訴訟）について

平成25年2月27日、教団の代表者会議の席上で、教団代表役員の磯部和男氏は、同月25日付で株式会社日本教文社が当法人に対して新規の民事訴訟（平成25年(ワ)第4710号著作物利用権確認訴訟事件）を提訴したことを発表しております。

当法人が正当に行った出版使用許諾契約書の更新拒絶について、日本教文社は契約違反をしていないなどと強弁し、かつ教団の意思を無視しているから無効だと主張しています。

このような主張は、既に東京地方裁判所及び知的財産高等裁判所において、日本教文社の出版権の主張が完全に否定されたことを無視する違法かつ不当極まりない主張ですが、最高裁判所における敗訴必至の状況にあたり、教団信徒からの不信と組織の深刻な動揺を押さえるために、「著作権問題は係争中であって、最終的結論はまだ出ていない。」との虚偽宣伝を教団が行う必要から、このような訴訟を提訴したのではないかと考えられます。

実際に、教団は、そのホームページにおいて、「日本教文社は本年2月25日、同事業団との出版使用許諾契約に基づき、聖經や『生命の實相』頭注版等について著作物利用権を有することの確認を求める訴訟を提起し、現在、係争中です。この裁判で日本教文社が勝訴した場合、聖經や『生命の實相』頭注版等は従前通り、日本教文社から出版されることになることを付記いたします。（[http://www.jp.seicho-no-ie.org/news/sni\\_news\\_20130710.html](http://www.jp.seicho-no-ie.org/news/sni_news_20130710.html)）との宣伝を継続中です。

当法人は、同社の提訴そのものが、民事訴訟法第142条（重複する訴えの提起の禁止）で禁止された違法なものであるとして、裁判所に却下を求めました。

また、被告補助参加人として、出版権の設定を受けた株式会社光明思想社が訴訟参加しました。

平成25年6月4日の弁論準備手続において、担当裁判長からは、訴訟の対象である「訴訟物」が異なる（物権的権利と債権的権利）との判断が示され、証拠調べが行われることとなりました。

同年11月20日午後2時より、東京地方裁判所第421号法廷において、株式会社日本教文社代表取締役社長岸重人氏と、公益財団法人生長の家社会事業団法務担当業務執行理事久保文剛氏に対する、本人尋問及び証人尋問が実施されました。

平成26年2月7日午後1時30分より、東京地方裁判所第421号法廷において、次のとおり判決が言い渡されました。

「 主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。 」

すなわち、原告（株式会社日本教文社）の完全敗訴であり、被告（公益財団法人生長の家社会事業団）及び被告補助参加人（株式会社光明思想社）の勝訴となりました。

以上の主文の根拠として同裁判所の判断が次のとおり判決書に示されました。（以下、重要部分のみ抜粋）

訴訟手続上の争点（前訴との二重起訴の有無）については前述のとおり当方の主張は採用されませんでした。が、実質的な争点（本件更新拒絶の有効性）については当方の主張が全面的に採用されました。

「第4 当裁判所の判断

## 2 争点2（本件更新拒絶の有効性）について

…本件出版許諾契約は、原告と、被告の代理人である生長の家との間で、被告のためにすることを明示して締結されたものであり（甲5）、その約款第3条には、「期間満了の3カ月前までに、甲（代理人を含む。）、乙いずれかから文書をもって終了する旨の通告がない限り、この契約と同一条件で順次自動的に同一期間ずつ延長せられるものとする。」との条項があるところ（中略）、上記条項中の「甲（代理人を含む）」にいう「（代理人を含む）」との文言は、生長の家が契約当事者本人である被告の「代理人」として3条所定の通告を行う場合があることを意味するものと解され、上記文言を根拠として、更新拒絶は被告と生長の家の連名で行うことを必要とすると解釈することは、文理上明らかに困難である。したがって、原告の解釈は失当であり、被告は、単独で本件出版許諾契約の更新拒絶の意思表示をなし得るものである。」（判決書12～13頁）

「…しかし、当裁判所は、原告には復刻版の印税の支払につき本件昭和49年契約の債務不履行があり、原被告間の信頼関係は既に破壊されていると認められることから、本件更新拒絶は権利濫用に当たらないと判断する。」（判決書13頁）

「証拠等によれば、次の事実が認められる。

イ …上記寄附行為の文言などからすると、亡雅春が被告に寄附行為として移転した権利は、「生命の實相」の著作権であり、著作権収入を得る権利だけであったとは認められない。

…亡雅春が寄附行為により被告に著作権を移転した「生命の實相」とは、上記10書籍の著作物の全て（編集著作物としての著作権及びその素材となった著作物の著作権全て）であると解するのが相当である。」（判決書15～16頁）

「以上によれば、原告は、本件更新拒絶2がなされた平成21年2月4日時点において、被告に支払うべき復刻版の印税2740万円の未払があり、被告から平成21年1月13日付け「『履行催告』兼官契約解除』の通知」（甲12の1）によりその支払を催告されるもその支払をしなかったのであるから、このことは、本件昭和49年契約の債務不履行として本件昭和49年契約を解除するに十分な事実であるし、本件書籍については本件出版許諾契約に切り替えたことにより形式的には本件昭和49年契約の対象外となっているものの、原被告間の信頼関係を破壊するに十分な事実であるから、本件出版使用許諾契約の更新拒絶の理由としても十分な事実というべきである。その後、被告による前訴第1事件の提起によりようやく50万円のみは回収できたが、それまでに被告は少なからぬ労力や弁護士費用を費やすこととなったのであり、また、2690万円については、前訴において消滅時効の援用がなされたため起算日に遡って債権がなかったことになったが（民法144条）、多額の未払により信頼関係が破壊された事実までもなかったことになるものでもない。

原告は、復刻版の著作権は亡雅春ないしその相続人に帰属すると信じて、復刻版の印税は亡雅春ないしその相続人に支払ってきたのであり、原告がそのような信じただことには正当な理由があったなどと主張するが、復刻版の著作権が被告に帰属していることは前記のとおりであり、本件全証拠によっても、原告がそのような信じたことに正当な理由があったとは認められない。亡雅春の遺産分割協議書にお

いて、亡雅春の遺産として「復刻版 実相」が挙げられている（甲26・第3遺産目録64）としても、そのことは、亡雅春の相続人らの認識を示すものにすぎず、上記認定を左右するものではない。

その他、上記不払の事実にもかかわらず本件更新拒絶を権利濫用とすべきほどの事情は認められない。

3 以上によれば、本件更新拒絶はいずれも有効であるから、原告は本件出版使用許諾契約に基づく本件書籍の著作物利用権を有しない。

よって、主文のとおり判決する。」（判決書17～18頁）

全面的に敗訴した原告（株式会社日本教文社）は、教団の意向を受けてと思われますが、平成26年2月20日、知的財産高等裁判所に控訴しました。同高裁は、同年9月3日弁論を終結し、同年10月15日午後1時15分、627号法廷で判決が次のとおり言渡されました。

「 主 文

1 控訴人の控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。」

同高裁の判決は、公正かつ丁寧に、前訴からの経緯、双方の争点及び裁判所の判断を示しており、著作権訴訟の歴史においても優れた判決であると評価されます。

同月28日、日本教文社は、「全部不服であるから」として最高裁判所に上告しました（第三小法廷に平成27年1月27日訴訟記録到着）が、平成28年3月15日、最高裁第三小法廷は裁判官全員一致の意見で「本件上告を棄却する。」と決定し、当法人及び光明思想社の全面勝訴が最終確定しました。

株式会社日本教文社による『生命の實相』の類纂『生命の教育』の違法出版の差止請求について（平成29年1月19日最高裁において当法人勝訴最終確定）

前述のとおり、最高裁判所において、『生命の實相』の真正な著作権者が当法人であることが最終的に確定しましたが、その類纂本である『生命の教育』について、株式会社日本教文社は、当法人と出版契約を締結することなく、また、印税を支払うことなく、違法出版を継続しております。このため、当法人は、当法人が正当に出版権を設定した株式会社光明思想社とともに、平成25年10月28日、東京地方裁判所に、株式会社日本教文社に著作権侵害差止等を請求する訴訟を提起しました。（平成25年（ワ）第28342号著作権侵害差止等請求事件）平成27年3月12日に次のとおり判決が言渡されました。

「 主 文

1 被告株式会社日本教文社は、原告公益財団法人生長の家社会事業団に対し、別紙目録記載1の書籍（注、「生命の教育」）を複製し、頒布し、又はインターネットのホームページ等の媒体を用いて販売の申出をしてはならない。

2 被告日本教文社は、原告公益財団法人生長の家社会事業団に対し、自ら在庫として保管し又は一般財団法人世界聖典普及協会において保管する前項の書籍を廃棄せよ。」

以上の理由として、東京地方裁判所は、「生命の實相」はその素材も含めて原告生長の家社会事業団に著作権が帰属していること及び原告及び被告日本教文社間の信頼関係が破壊されていること等を次のとおり述べています。

「第3 当裁判所の判断

1 本件著作物1〔注、生命の實相〕の構成素材である論文の著作権の帰属（争点）について

〔中略〕

上記認定事実を前提に本件著作物の構成素材である論文の著作権の帰属について判断する。

原告事業団の設立当時の寄附行為には、財団に帰属する財産として「『生命の實相』等の著作権」と記載され、本件著作物1の編集著作権に限定する記載はない。また、上記の認定のとおりの本件著作物1の成立の経緯、本件著作物1の「生長の家」における位置付け、原告事業団の設立の目的等に照らせば、亡雅春が原告事業団を設立するに際し、本件著作物1の構成素材である論文の著作権を自己に留保して編集著作権のみに移転する意思であったとはうかがわれない。

以上によれば、本件著作物1が編集著作物であるとしても、本件寄附行為による移転の対象である「生命の實相」の著作権には本件著作物1の構成素材である論文の著作権が含まれるものと解される。相続人らが関与した本件確認書及び著作権登録の内容や、原告事業団の設立後に原告事業団を著作権者として昭和49年契約等が締結されていること、亡雅春、相続人らが、亡雅春に本件著作物1の構成素材である論文の著作権が留保されているとの主張をしてこなかったことも上記認定に沿うものである。

したがって、原告事業団は、本件寄附行為により、構成素材である論文の著作権を含む本件著作物1の著作権を取得したものと解される。

2 被告書籍1〔注、生命の教育〕の出版に関する許諾の終了（争点）について

〔中略〕

そこで、原告事業団による解約（前記カ）に正当な理由があるかをみるに

被告教文社は、別件訴訟1において、原告事業団は本件寄附行為により著作権収入を取得する権利を取得したにすぎないと主張し、原告事業団の著作権を争っていたこと、

被告教文社が、長期間多額の印税を支払わず、別件訴訟1において消滅時効を援用した結果、原告事業団は多額の未払印税を取得できなかったこと、

被告教文社は、別件訴訟1の後、本件著作物1の利用権をめぐる更に別件訴訟2を提訴したことなどを含む原告事業団と被告教文社との信頼関係は破壊されたというべきものである。

したがって、本件許諾は、原告事業団の解約により平成26年7月24日に終了したものと認められる。〔中略〕

以上によれば、被告書籍1〔注、生命の教育〕の出版は原告事業団の著作権（複製権、譲渡権）を侵害するものであるから、原告事業団の被告教文社に対する差止め及び廃棄請求は理由がある。」

以上の判決に対して、日本教文社は、同月25日、知的財産高等裁判所に控訴しましたが、同年9月3日、第1回の口頭弁論期日が開廷されましたが、同日をもって結審となりました。

知財高裁の判決言渡しは、平成28年2月24日行われ、この別紙目録1の書籍「生命の教



育」については、第1審に引き続き当法人の勝訴となりました。(日本教文社は上告及び上告受理申立を行いました。平成28年4月28日、同社は上告については取下げました。)

平成29年1月19日、最高裁判所第一小法廷は、日本教文社による上告受理申立について、「本件を上告審として受理しない。」と決定し、当法人の勝訴が最終確定しました。

当法人は、同年2月1日付けの「最高裁判決速報」(公式ホームページ掲載及び郵送)をもってこの旨を全国に周知いたしました。

## 2. 世界聖典普及協会の著作権侵害に関する訴訟(平成28年3月、最高裁判所において当法人勝訴が最終確定)

### 問題の発端

昭和59年、当時財団法人世界聖典普及協会常勤理事であった谷口雅宣氏の企画により、良本峯夫氏謹誦の「甘露の法雨」のカセットテープが大量に製作販売されましたが、その後の「天使の言葉」及び「続々甘露の法雨」のカセットテープを含めて、著作権者である当法人とは契約が締結されず、印税も支払われていません。

当法人では、この20年以上にわたり著作権侵害の解決のため折衝を重ねてきましたが、誠意ある対応が得られないため、遂に、平成23年11月17日、東京地方裁判所に民事訴訟を提訴しました。(平成23年(ワ)第37319号著作権損害賠償等請求事件)

訴訟中の平成24年夏、重要な新証拠が発見されました。すなわち、昭和61年8月、当時の世界聖典普及協会理事長戸田稯伍氏と当法人理事長半田大定氏とにより正式に締結された「著作権使用契約書」の写しが当法人の保管書類中から発見されたので、これを東京地方裁判所に提出した次第です。

その内容は、「聖經甘露の法雨」等の著作権が当法人にあることを世界聖典普及協会が認め、録音テープの印税を当法人に支払うことを確約したものです。遺憾ながら、この契約書の原本が当法人に返却されず、また契約内容が履行されていないことは、水面下での隠蔽・妨害工作があったことは間違いないと推認されます。

この新証拠によれば、既に有効に成立した契約の支払不履行にすぎないこととなるため当法人訴訟代理人に対して「訴えの変更申立書」を平成24年11月20日付で裁判所に提出した次第です。

生長の家社会事業団を正当な著作権者と認める東京地方裁判所の「判決」

本訴訟は、平成25年9月5日をもって口頭弁論を終結し、同年11月7日午後1時半東京地方裁判所第721号法廷において判決言渡となり同月11日に判決正本の送達を受けました。

その主要内容は、次のとおりです。

- 「主 文
- 1 被告は、別紙物件目録記載第2のコンパクト・ディスクに表記された「Seicho Taniguchi, Emiko Taniguchi, 2006」の表示を削除せよ。
  - 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
  - 3 訴訟費用は原告の負担とする。
- 」

東京地方裁判所民事第47部は、本訴訟の基本的前提として、当法人が、谷口雅春先生

から「生命の實相」及び「聖經甘露の法雨」等の著作権の譲渡を受けた真正な著作権者であると、明確に判示しています。

### 「第3 当裁判所の判断

#### 1 原告が谷口雅春から本件原著作物の著作権の譲渡を受けたかについて

前記前提事実に、証拠（甲2ないし4, 7, 8, 11の2, 12の3, 13の3, 38ないし411）及び弁論の全趣旨を総合すれば、谷口雅春は、原告の設立を目的とする寄附行為で、資産に関し、5条で「本団ノ資産ハ左ニ掲グルモノヨリ成ル」とし、「一 基本資産」の一つとして「二 谷口雅春著作「生命の實相」ノ著作権」と定め、原告宛の昭和22年8月1日付け「証明書」において、「生命の實相」の著作権を昭和21年1月8日原告に寄附行為したことを証明する旨記載したこと、「生命の實相」に「聖經 甘露の法雨」が収録されているところ、「聖經 天使の言葉」は、「聖經 甘露の法雨」が一度に唱えるためには長すぎることから、その一部を独立させたものであり、「聖經 続々甘露の法雨」は、「聖經 甘露の法雨」の続編であること、原告は昭和63年3月22日、谷口雅春の相続人の代表行使者である谷口清超との間で、谷口雅春から原告に対し、昭和21年1月8日に「聖經 甘露の法雨」の著作権が、昭和23年12月10日に「聖經 天使の言葉」の著作権が、昭和25年12月20日に「聖經 続々甘露の法雨」の著作権がそれぞれ譲渡されたことを確認し、昭和63年4月27日、本件原著作物について、谷口輝子、谷口清超及び谷口恵美子から原告に対する著作権の譲渡の登録が経由されたこと、原告が公益財団法人に移行する前に施行されていた寄附行為（平成元年3月30日変更後のもの）は、資産に関し、5条で「本団の資産は左に掲ぐるものより成る。」とし、「二 谷口雅春著「生命の實相」等の著作権」と定めていること、以上の事実が認められる。

上記認定の事実によれば、谷口雅春は、原告の設立に当たり、「生命の實相」の著作権を、これに関連する「聖經 甘露の法雨」の著作権とともに譲渡し、さらに、「聖經 天使の言葉」及び「聖經 続々甘露の法雨」について、それぞれこれを公表した際にその著作権を原告に譲渡したものと認められる。

そうであるから、「聖經 甘露の法雨」の著作権は、原告の設立の許可があった昭和21年1月8日に、「聖經 天使の言葉」の著作権は、これが公表された昭和23年12月10日に、「聖經 続々甘露の法雨」の著作権は、これが公表された昭和25年12月20日にそれぞれ原告に帰属したといえることができる。

被告は、谷口雅春は、設立趣意書において、「恒久的流動資産として、「生命の實相」の著作権収入を寄附行為す。」と記述し、また、昭和37年5月発行の「生命の實相」頭注版第1巻（乙20）の序文や昭和45年3月発行の月刊誌「生長の家」（乙21）の論文において、「生命の實相」や同人の著書全部の印税収入を原告に寄附したと記述しているから、同人は、著作物の印税収入を原告に譲渡したにとどまると主張するが、同人は、寄附行為で、基本財産の一つとして「生命の實相」の著作権を挙げ、また、証拠（甲39）によれば、同人は、上記寄附行為で、5条で「二 流動資産」の一つとして「ロ 基本資産ヨリ生スル収入」と定め、7条で「基本資産ハ社會環境ノ自然的变化ニヨリ減價減失等ニヨリホカ

人為的ニハ消費又ハ消滅セシムルコトヲ得ズ」(2項)と定めていることが認められるから、これらの寄附行為の定めに照らせば、設立趣意書や序文等が著作権収入のみを寄附行為したとの趣旨で記述されたとは考え難い。被告の上記主張は、採用することができない。

また、被告は、昭和60年12月に作成された谷口雅春の遺産目録(乙4)において、「録音テープ」の中に「聖經甘露の法雨」、「その他被相続人を著作者とする一切の言語の著作物」との記載があるから、本件原著作物を録音したものの複製権や頒布権は谷口雅春に留保されたと主張するが、これらの権利が谷口雅春に留保されていたことを認めるに足りる的確な証拠はないし、遺産目録がどのような経緯で作成されたものであるかが明らかでないから、遺産目録の記載のみをもって、複製権や頒布権が谷口雅春に留保されたことを認めることはできない。被告の上記主張は、採用することができない。」

また、被告世界聖典普及協会が、当法人との著作物使用契約に基づき複製頒布している「聖經甘露の法雨」のコンパクト・ディスクに、同契約に違反して、当法人の名称以外の著作権表記を行っている問題について、同裁判所は次のとおり契約違反であるとして削除を命じました。

「 5 本件CDの表示が著作物使用契約(CD)に違反するかについて

被告は、原告が本件CDの表示を前記前提事実のとおりにすることを承諾したと主張し、被告代表者は、陳述書(乙29)及び代表者尋問においてこれに沿う陳述をする。しかしながら、原告は、谷口雅春の相続人の代表行使者である谷口清超との間で、谷口雅春から原告に対し「聖經 甘露の法雨」の著作権が譲渡されたことを確認しているのであるから、原告があえて本件CDについて著作権の帰属を不明確にするような表示の記載を認めるとは考え難いところであり、反対趣旨の原告代表者の陳述に照らしても、被告代表者の上記陳述は、にわかに採用することができず、他に被告の主張する上記事実を認めるに足りる証拠はない。

そうであるから、本件CDの表示は、著作物使用契約(CD)に違反するといわざるを得ない。」

しかし、遺憾ながら、同地裁民事第47部の判断では、昭和61年8月4日付の「著作権使用契約書」(甲49、50号証)について、「原本が真正に作成されたものであると認められる」と認定しましたが、印税の支払がなかったこと等から、「記載された内容の著作権使用契約が成立したと認めるのを相当としないという特段の事業があるというべきである。」と判断しました。

また、当法人が「平成18年頃まで印税等の扱いについて異議を述べていないこと」等から、「原告(注、当法人)は、昭和61年8月ころ、谷口清超らに印税に相当する額を支払うことを条件に本件カセットテープの複製、頒布を被告(注、世界聖典普及協会)に許諾したものと認められる。」と判断しています。

かつ、不当利得についても、「被告は谷口清超らに印税に相当する額を支払っているから、被告がこれを利得したということとはできない。」としています。

当法人が真正な著作権者であることの認定は当然のことではありますが、当法人が「昭和61年8月ころ、谷口清超らに印税に相当する額を支払うことを条件に本件カセットテ

ブの複製，頒布を被告（注、世界聖典普及協会）に許諾した」等との事実認定は、全く、根拠薄弱かつ採証を著しく誤ったもので、最高裁判例に違反するものと言わざるをえず、当法人としては断固承服できるものではありません。

このため、当法人としましては、創立者谷口雅春先生ご生誕120年の日に当たります平成25年11月22日、断固として、知的財産高等裁判所への控訴を行いました。また、その後、請求内容を拡張（今後の複製・頒布も禁止）しました。

世界聖典普及協会を「悪意ある受益者」と断定した知的財産高等裁判所の「判決」知的財産高等裁判所においては弁論準備手続が行われてまいりましたが、平成26年12月15日をもって同手続が終結され、平成27年3月5日をもって口頭弁論終結（結審）となり、同年4月28日午後1時15分、次のとおり判決が言渡されました。

「 主 文

- 1 原判決中控訴人敗訴の部分を次のとおり変更する。
- 2 控訴人の主位的請求を棄却する。
- 3 被控訴人は、原判決別紙物件目録第1記載の各カセットテープを頒布してはならない。
- 4 被控訴人は、前項の各カセットテープを廃棄せよ。
- 5 被控訴人は、控訴人に対し、374万7600円及びこれに対する平成26年8月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 6 控訴人のその余の予備的請求を棄却する。
- 7 訴訟費用は、第1，2審を通じてこれを2分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。
- 8 この判決は、第3項ないし第5項に限り、仮に執行することができる。」

知財高裁において公正な訴訟指揮が行われた結果、原審の東京地裁の事実認定が大きく見直された次第です。

その結果、著作権者である当法人の許諾を得ることなく、違法に複製頒布を行ってきた被控訴人（世界聖典普及協会）の行為は著作権を侵害する不法行為であり、かつ、被控訴人は悪意ある受益者であると、以下のとおり断定され、不法行為による損害賠償義務及び不当利得の返還義務を有していると判断されました。

「以上によれば、被控訴人による本件カセットテープの複製・頒布行為は、本件原著作物に係る著作権を有する控訴人の許諾を得ることなく行われたものであり、上記著作権を侵害する行為であると認められる。したがって、控訴人は、被控訴人に対し、著作権法112条1項に基づき、本件カセットテープの頒布の差止めを求めるとともに、同条2項に基づき、本件カセットテープの廃棄を求めることができる。」（判決書62頁）

「被控訴人は、遅くとも、上記著作権譲渡登録がされた後は、亡雅春の相続人らは本件著作物の著作権を有さず、本件カセットテープの複製・頒布を被控訴人に許諾する権原を有しないことを認識していたものと認められるから、昭和63年4月27日以降の本件カセットテープの複製・頒布について、被控訴人は民法704条の悪意の受益者に該当する。」（判決書64頁）

「ア 争点3-2-1（著作権侵害につき被控訴人の故意又は過失の有無）について 前記イ記載のとおり、被控訴人は、本件カセットテープの複製・頒布について、悪意の受益者に該当するから、本件原著作物に係る著作権を侵害したことについて過失があると認

めるのが相当である。」(判決書69頁)

しかるに、世界聖典普及協会は、以上の不法行為による損害賠償及び不当利得の返還について、既に時効だからその殆どを支払う必要はないなどと社会的モラルの片鱗も無い厚顔無恥な主張を行い、遺憾ながら不法行為の損害賠償義務の約90%の支払を逃れました。

なお、知財高裁の判決主文で「2 控訴人の主位的請求を棄却する。」とありますが、これは、前述の昭和61年8月に世界聖典普及協会戸田理事長と当法人半田理事長とにより締結された「著作権使用契約書」に基づく未払い印税の請求です。

ところが、世界聖典普及協会は、この契約書の成立そのものを否定しました。その結果、主位的請求が棄却されたのですが、これにより、同協会にとってむしろ不利な判決となりました。同協会は、当法人との何らの契約の根拠もなく、違法にカセットテープの複製・頒布を行ってきたことが明白となったため、知財高裁より、「不法行為を行ってきた悪意ある受益者」と断罪されるに至り、頒布の禁止と在庫の廃棄が命じられたのです。

最高裁への普及協会上告の棄却と上告受理申立の不受理による最終確定

敗訴した同協会は平成27年5月11日付けで上告しましたが、上告事由に該当する理由がなかったため、知的財産高等裁判所は、同年7月17日、民事訴訟法に基づき、上告却下を決定しました。また、同協会は、最高裁判所に、上告受理申立も行いましたが、平成28年3月10日、最高裁第一小法廷裁判官全員一致の意見により、

「1 本件を上告審として受理しない。

2 申立費用は申立人の負担とする。」

との決定があり、当法人の勝訴が最終確定しました。

信徒各位への供給責任を果たす生長の家社会事業団

生長の家社会事業団は、尊師谷口雅春先生より『甘露の法雨』等のすべての聖經の著作権を託された聖なる使命を果たすために、著作権者として信徒各位の供給責任を果たしています。『甘露の法雨』『天使の言葉』『続々甘露の法雨』の聖經と神示を録音したコンパクトディスク(CD)を、正式に許諾した株式会社光明思想社より好評頒布中です。(全国どの書店からも注文できます。また、インターネットからも、直接にも注文できます。)

### 3 . 教団による著作権侵害の違法出版差止め請求の訴訟について

教団による「聖經 甘露の法雨」の違法複製頒布の差止請求について

当法人は、昭和34年11月22日、教団に対して、「聖經 甘露の法雨」の著作権者として、肌守りまたは霊牌用に限り「非売品」として複製し交付することを無償で許諾しておりましたが、

基本財産(著作権)収益である印税収入は、本来公平適正に收受すべきが原則であり、公益目的事業以外で特定の団体に特別の利益(無償使用許諾)を供与し続けることは、当法人が公益財団法人に移行するため、法的な問題を生じるおそれがあること、

当法人に対して、信頼関係を完全に破壊する行為(日本教文社の著作権侵害に対する民事訴訟についての重大な妨害等)が行われたこと及び

当法人がブラジル伝道本部に対して無償使用許諾していた著作権の印税を教団が無断で横取りしようとする指示行為が行われたことを理由として、平成23年12月28日付の内容証明郵便により、平成24年3月31日の経過をもって無償使用許諾を終了する旨を顧問弁護士を通して通知しました。

ところが、教団は、平成24年3月31日の経過後も、平然と、当法人の著作権を侵害して違法な複製・頒布を継続していることが判明いたしました。

このため、当法人では、繰り返し、教団に対して、内容証明郵便による「著作権侵害差止請求及び嚴重警告書」を発送して、侵害の差止めを請求するとともに、三億円以下の罰金及び十年以下の懲役等の嚴重な処断を受けることを警告しております。

なお、教団に対する最初の通知より1年10ヵ月以上を経過しましたので、前述の最高裁判所の判決を受け、平成25年10月28日、上記の差止請求において、教団に対しても「聖經甘露の法雨」の著作権侵害差止等請求訴訟に踏み切った次第であります。

なお、教団に対する「聖經甘露の法雨」の著作権侵害差止請求については、仮処分命令申立（平成25年（ヨ）第22074号 著作権侵害差止仮処分事件）も行いました。

本件については、東京地方裁判所民事46部が担当し、平成25年12月19日に、仮処分命令申し立ての審尋と本訴の第1回口頭弁論期日が、平成26年2月7日以来、順次、弁論準備手続が実施されましたが、同年12月8日をもって同弁論準備手続が終結し、平成27年1月20日に地裁の弁論終結（結審）となり、同年3月12日に上記の『生命の教育』の著作権侵害差止請求とともに判決が言渡されました。

「 主 文

3 被告生長の家は、原告公益財団法人生長の家社会事業団に対し、別紙書籍目録記載2の書籍（注、「聖經 甘露の法雨」）を複製し、又は頒布してはならない。」  
以上の理由として、東京地方裁判所は、次のとおり教団の主張をことごとく退けました。

「第3 当裁判所の判断

3 被告書籍2〔注、「聖經 甘露の法雨」 折本型経本であり書籍本体の大きさは縦約7cm×横約3cm×厚さ約0.5cm〕に関する合意の終了（争点）について  
〔中略〕

被告生長の家の主張はいずれも採用できない。〔中略〕

そこで、原告事業団の解約に正当な理由があるかをみるに、前記認定事実によれば、被告生長の家が、原告事業団に対し、頭注版及び「生命の實相 愛蔵版」以外の「生命の實相」の著作権を谷口雅春先生の相続人から取得したとの独自の見解を前提に別件訴訟1の第2事件の訴えを提訴したこと、

別件訴訟1の第1審判決においての見解が退けられた後にも、同様の見解を前提として社団法人「生長の家ブラジル伝道本部」に対し、亡雅春の著作物に関する印税を支払うよう申入れをしたことなど、

原告事業団と被告生長の家の間の紛争の内容に照らせば、原告事業団と被告生長の家の間の信頼関係は破壊されたというべきものであり、原告事業団の解約には正当な理由があるものと認められる。」

さらに、同裁判所は、同月13日に次の仮処分命令を決定しました。

「 仮 処 分 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

上記当事者間の平成25年(ヨ)第22074号著作権侵害差止仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者らの申立てを相当と認め、債権者らに担保として金50万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債務者〔注、教団〕は、別紙書籍目録記載の書籍〔注、「聖經甘露の法雨」〕を複製、頒布してはならない。

本訴の判決が最終確定する前であっても、以上の仮処分は直ちに効力を生じております。

これらの判決及び仮処分決定に伴い、当法人より全国の生長の家教区教化部長・教区役職者並びに練成道場総務・講師・役職者に対して、「違法複製物(お守り「聖經甘露の法雨」)の裁判所差止命令に関する重要通知書」を発信しました。

東京地方裁判所において敗訴した教団は、平成27年3月25日、知的財産高等裁判所に控訴しました。この控訴に対して、当法人及び光明思想社は、繰り返しの嚴重警告を無視した悪質な著作権侵害により莫大な損害が生じていること(注、教団及びその包括下の宇治別格本山では、違法にお守り及び永代祭祀用霊牌として無断利用することにより、数億円以上の収入が生じている。)に伴い、当法人の損害2231万2000円、光明思想社の損害4880万3560円の賠償を求める附帯控訴を行いました。

同年9月3日、第1回の口頭弁論期日が開廷されましたが、同日をもって結審となり、同高裁は、和解を斡旋しました。同年9月11日、9月30日、11月5日に和解期日が開かれました。当方は、著作権者及び出版権者として、信徒のために、「著作権者 生長の家社会事業団」及び「謹製 光明思想社」を明示したお守り「聖經甘露の法雨」を供給する意思があることを伝えました。しかし、控訴人(教団)は、お守り「聖經甘露の法雨」について、株式会社光明思想社からの納入を否定し、かつ、出版権者である光明思想社を表示しない形での有償使用許諾契約を要求してきましたので、当方は断固拒絶し、和解不成立となりました。

同高等裁判所判決言渡しは前述の日本教文社の『生命の教育』に対する判決と同時でした。知財高裁第4部は、著作権の帰属等の法的判断については最高裁の判断に従い、完全に当法人に帰属するとの判断でしたが、教団による肌守り及び霊牌用の「聖經甘露の法雨」の複製頒布を合意した昭和34年11月22日付けの「覚書」について期限の定めがないものにすぎず、永久的なものではないと判断しましたが、その解約については信頼関係の破壊等の正当事由が必要であり、信頼関係が破壊されたと認めるほどの正当事由の立証は不十分として、一部敗訴の結果となりました。当法人及び光明思想社は、これを不当(理由不備ないし経験則違反・審理不尽)として、平成28年3月7日、上告及び上告受理申立を行いました。平成29年1月19日上告棄却となりました。

教団は、このことにつき、同年1月22日、そのホームページに“全面勝訴”と宣伝する記事を掲載しましたが、当法人は、教団の訴訟宣伝に断固反論する速報を発表しました。

第一、この教団発表には、最高裁判所が、日本教文社の上告を棄却し、生長の家社会事業団の全面勝訴を確定した事実が隠蔽されています。

日本教文社はこれまで、『生命の真相』の類纂である書籍『生命の教育』について、生長の家社会事業団と出版契約を結ばず印税不払いのまま複製頒布していました。その根拠

として日本教文社があげていたのは『生命の實相』は編集著作物(電話帳のようなもの)であって、それを構成する内容(素材)のご文章の著作権は生長の家社会事業団にないとの強弁でした。この最高裁の判決の意義は、『生命の實相』は、その内容(素材)のご文章の全てについて生長の家社会事業団が全面的に著作権を有することを最終確定したのです。

第二に、教団はお守り『甘露の法雨』について“全面勝訴”と歪曲して宣伝していますが、事実は教団の重要な主張が判決で完全否定されたことを隠蔽しています。即ち、生長の家社会事業団はこれまで教団に対して、信者各位の幸福を願い特別の恩典としてきた非売品のお守り『聖經甘露の法雨』の印税を免除してまいりました。しかし、これについて教団は、生長の家社会事業団は『甘露の法雨』の著作権の行使を教団に対し永久に放棄しているとの強弁をしてお守りを発行しつづけてきたのです。これに対し、知財高裁判決では、生長の家社会事業団は『聖經甘露の法雨』の完全な著作権者であり“永久的な権利放棄”など全くしていないこと。教団は、生長の家社会事業団に対して「信頼関係」を傷つけており、更に信頼関係を破壊すれば、今後は当法人が教団に対し著作権の使用許諾を取消できる正当事由となるとの判示がなされたのです。

それで当法人は、今後、この最高裁判決に基づき、現在教団がご祭神変更の暴挙を行っていることや(これは宗教団体の同一性の喪失にあたります。)当法人に対する事実無根の悪口等で信頼関係を破壊しつづけている事実を主張立証し、使用許諾の取消を要求する決意です。

とにかく、この聖典『生命の實相』及び聖經『甘露の法雨』等の著作権は当法人が有するとの最高裁判決は、尊師谷口雅春先生によって伝えられた法脈の護持のため、重要な歴史的意義を有するものであります。

#### 教団発行の『万物調和六章経』における著作権侵害(「大調和の神示」の無断使用)に対する民事訴訟及び著作権法違反告訴について

教団は、その宗教活動において、谷口雅春先生著作「聖經甘露の法雨」の使用を事実上廃棄し、現総裁谷口雅宣氏の著作と「真理の吟唱」から抜粋により構成した「万物調和六章経」を発行し、新経本として使用させています。しかも、その巻頭に、当法人に著作権が帰属する『生命の實相』第1巻巻頭の「大調和の神示」を、当法人の許諾を得ることなく無断使用しております。当法人は、平成27年7月15日、教団に対する著作権侵害差止請求を内容証明郵便をもって通知しましたが、教団はこれを平然と無視して、著作権侵害物の増刷頒布を継続している状態でした。

平成27年10月21日、当法人は、出版権者である株式会社光明思想社とともに、東京地方裁判所に、著作権及び出版権に対する教団の侵害(教団発行の『万物調和六章経』における「大調和の神示」の違法使用)の複製頒布の差止及び損害賠償請求の民事訴訟を提訴しました。約2年間、断固とした主張及び立証を行いました。裁判所斡旋による和解協議についても当方は真剣かつ誠実に対処しましたが、教団側の和解拒絶により打ち切りとなり、平成29年9月27日、東京地裁での口頭弁論が終結(結審)しました。

同年11月29日午前10時30分、東京地裁第721号法廷において、同地裁の民事第40部佐藤達文裁判長より、判決が言い渡されました。



誠に残念ですが、「原告らの請求をいずれも棄却する。」との主文でした。

判決書の全文内容を閲読しましたが、証拠による裏付けをすることなく、「自由心証主義」の名目で、実際には裁判官の主観的独断（原告の請求を棄却しなければ、教団の布教活動に重大な支障が生じるとの結論が先行し、これを正当化するために、裏付ける客観的証拠がないにもかかわらず、架空の事実認定を行う）により、

原告（事業団）と被告（教団）との関係について、「いずれも、雅春の宗教的信念の実現に努めることが企図されていたものと考えられる。こうした両法人の設立の趣旨、経緯に照らすと、生長の家の布教・伝道に必要な雅春の著作物については、寄附行為として原告事業団に譲渡された後も、被告生長の家に無償で使用させることが当初から想定されていたと認めるのが相当である。」（判決書23頁～24頁）と乱暴な認定を行い、

昭和28年1月1日に、「大調和の神示」が『聖光録』に掲載されたことにより、「原告事業団は、遅くとも、昭和28年1月1日には、被告生長の家に対し、本件著作物を無償で個別の承諾なく利用することについて、黙示に許諾したと認められる。」（判決書25頁）とし、

しかも、この黙示の使用許諾を解約するためには、「正当な理由」が必要とし、かつ、原告が主張する各理由について、ことごとく、「原告が主張するこれらの事実は、本件著作物及びその使用許諾との関連性は薄く、本件使用許諾の合意の解約を正当化するに足りる事情であるということとはできない。」（判決書27頁）と、正当理由のハードルを無茶苦茶に引き上げています。（事業団と教団との信頼関係の破壊があっても、直ちに、正当な理由とはならないとまで極言しています。）

特に、この判決が「被告生長の家が受ける不利益の程度」のみを異常に斟酌し、著作権の保護をまったく無視していることは、知的財産権の保護を任務とする地裁知財部の裁判官としてあるまじきことではないか、と言えます。

このため、この判決については、断固不服として、同年12月13日知的財産高等裁判所へ控訴しました。また我が国における知的財産法の専門家である平尾正樹弁護士（専修大学法科大学院客員教授）にも訴訟代理人となっていただくことをお願いし快諾を得ました。

平成30年2月1日、「控訴理由書」及び追加証拠を知的財産高等裁判所に提出しました。控訴審においては、主に次の主張・立証を行う予定です。

現教団が、地裁判決にいう「谷口雅春先生の宗教的信念を実現する団体」ではなく、完全に変質しており、宗教団体の同一性を喪失していることの徹底主張と立証。

当法人が、教団に対して、布教・伝道に必要であれば、著作権を無償で個別の許諾なく、自由に利用できるという「黙示の使用許諾契約」なるものは、全く存在しないことの徹底主張と立証。

予備的請求としての「合意解約の正当な理由」が完全に成立していることについて、徹底主張と立証。（例、本件著作物においては、「皇恩に感謝せよ。」との内容が最も中心的かつ重要な内容であり、従って、天皇制を最終的に否定している共産党等を実質的に支援した現教団に対して、本件著作物の利用を認めないことは正当である等。）

#### 4 . 教団による違法不当な商標登録による「實相」本尊の礼拝禁止と「聖旗」の冒涇を阻止するための行政訴訟の補助参加について

教団は、谷口雅春先生ご揮毫の「實相」(本尊)について「娯楽施設の提供」等の指定役務(経済サービス)の商標として、及び「光輪卍十字架図」(聖旗)について「香水類、たこやき」等の販売商品の商標として、それぞれ特許庁に登録しました。

これに対して、谷口雅春先生を学ぶ会(代表中島省治氏)が、特許庁への商標の登録を無効とする審判の請求を経て、平成27年10月19日、同審決取消の行政訴訟を知的財産高等裁判所に提訴しましたが、当法人も、公益目的事業(青少年の宗教的情操教育事業、講師養成事業、物故者顕彰慰霊事業等)に重大な利害関係を有しますので、知財高裁に、原告補助参加の申立を行いました。(教団の異議申立に係る反論も行う。)

知財財産高等裁判所第1部は、平成28年5月6日、当法人の補助参加を認める正式決定を行いました。また、本事件は、憲法上の信教の自由に関係する重大な憲法問題でもありますので、憲法学者の百地章法学博士からも「意見書」を提出していただきました。

そして平成28年8月9日、知的財産高等裁判所は、「宗教の儀式等の本来的な宗教活動は…商標法上の「役務」に該当せず、これに対して商標権の効力が及ばない」(判決書35頁)「被告(教団)は、本件商標権に基づいて、原告(谷口雅春先生を学ぶ会)の本来的な宗教活動の差止等を請求することができない」(判決書36頁)等と明確に判示し、特許庁の商標登録は取り消されなかったものの、私どもの実質的勝訴と評価できる内容の判決を言い渡しました。

このことは、原告の谷口雅春先生を学ぶ会や当事業団だけでなく、谷口雅春先生の御教えを純粋に学び伝える信徒の方々への宗教活動にも同様の結論となります。従って、今まで通り自由に「實相」本尊と聖旗を掲げることができます。この判決によって、尊師谷口雅春先生御揮毫の「實相」本尊と「光輪卍十字架図」の聖旗が完全に守護されました。

更に、「實相」(本尊)及び「聖旗」の商標登録の完全取消を実現すべく、平成28年8月22日、最高裁判所への上告及び上告受理申立を行いました。

平成29年4月13日、最高裁判所は本件上告の棄却及び上告受理申立の不受理を決定しましたが、これは実質勝訴と評価できる上記の知財高裁の判決が確定したことを意味します。

#### 5 . まとめ

最高裁判所の平成25年5月の歴史的判決その後の当法人勝訴の最終確定の最高裁判所の各判決等に当たり、住吉大神様のご守護と、ご支援ご熱祷いただいた全国及び海外の信徒各位に心から感謝申し上げます。

当法人として、著作権に関する民事訴訟の遂行にあたり、尊師谷口雅春先生が日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、『生命の實相』及び『聖經甘露の法雨』等の著作権を基本資産として寄附されて当法人を設立された崇高なお志を体して、今後の各民事訴訟においても、谷口雅春先生ご譲渡の著作権を断固として護持して、使命実現に益々邁進する所存であります。

## 5 . 対処すべき課題

公益法人制度の抜本改革に伴い、当法人では創立の使命を今後更に邁進するため、内閣総理大臣からの移行認定を受けて、平成24年4月1日より公益財団法人として新たな歴史を進むこととなりました。公益財団法人の目的については創立の精神と歴史を尊重し、従来の公益事業を公益認定法所定の公益目的事業として継続するとともに、管理運営については内閣府のモデル定款に準拠した新定款に基づき、公正で明朗な法人運営を行います。

公益財団法人移行後の対処すべき課題は、創立者谷口雅春先生の「生長の家社会事業団の設立」構想に込められた正統な創立の精神に回帰するとともに、生長の家社会事業団の今日的使命を次のとおり明確にして、法令及び定款に従って実現することです。

第一に、創立者谷口雅春先生から当法人の基本財産(不可欠特定財産)として託された、人類の至宝というべき『生命の實相』『聖經甘露の法雨』等の著作権を守り抜くことあります。(定款第3条・第4条第2号イ「著作権保護」)

第二に、創立者谷口雅春先生のすべての著作物を含む図書資料を整備し、国家と人々を救うためにその活用を図ることあります。(定款第3条・第4条第2号イ「谷口雅春先生記念図書資料館の設置運営」)

第三に、「生命の教育」と「日本的養護・養育」を实践する、日本一の児童養護施設を実現することあります。(定款第3条・第4条第1項第1号「健全育成事業」)

第四に、創立者谷口雅春先生の日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため、教えの奥義を学び語る講師を陸続と育てて、正しい真理の普及に貢献することあります。(定款第4条第2号ロ「講師の養成」)

第五に、谷口雅春先生により創立されたこの法人の目的・事業に協賛する団体との親善提携を促進するため、これらの各組織を支援し連携の絆の中核となるとともに、「谷口雅春先生報恩・全国練成道場」の創建及び将来の「谷口雅春先生記念館」建設を目指すことあります。(定款第3条「この法人の目的・事業に協賛する本邦及び世界各国団体との親善提携を促進」・第4条第1項第2号ロに掲げる精神文化振興事業の各行事(講演会、座談会、心理カウンセリング、物故者慰霊行事等))

このために、生長の家社会事業団の目的事業に全面的に賛同し中核として支えていただく社会的立場にある方々及び有識者の方々を結集して、永続的な発展体制を確立することといたします。

また、今後、特に、公益目的事業(精神文化振興事業)の重要事業として、公益財団法人生長の家社会事業団定款第4条第1項第2号ロに定められた「講師の養成」事業を最高の指導陣の下で実施してまいります。

現在、その特別研修講座を全力で対処しております。平成29年度においては大阪会場及び熊本会場での開催を実現しましたが、次年度においては、札幌会場及びその他の会場において北日本地域その他を主な対象として、開催に鋭意取り組みます。

当法人は、創立者谷口雅春先生の正しいみ教えを伝えるあらゆる団体を支援するとともに、「谷口雅春先生報恩・全国練成道場」を創建（既存建物改装）します。

「谷口雅春先生報恩・全国練成道場」においては、従来から公益目的事業として実施してきた定款第4条第1項第2号口に掲げる精神文化振興事業の各行事（講演会、座談会、心理カウンセリング、物故者慰霊行事等）を総合的に実施する行事である「練成会」・「見真会」等を定期的・継続的に開催するとともに、「講師研修会」等を随時に開催いたします。

また、改装後の同建物においては、従来と同様、健全育成事業（児童養護施設の設置運営事業及び地域子育て支援事業を含む。）も実施いたします。

更に、将来的に「谷口雅春先生記念館」の建設に向けて取り組みます。

「谷口雅春先生記念館」は、当法人創立者谷口雅春先生の偉大な御事績を未来永劫に伝え、谷口雅春先生の息吹に接することができるような研修施設であり、当面は、その建設準備室を「谷口雅春先生報恩・全国練成道場」内に併設いたします。

## 6．平成29年度後に生じた法人の状況に関する重要な事実

特記すべきものはありません。

# 内部統制体制の整備についての決議内容 の概要

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する第34条第2項第2号)

## 1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第5号)

理事は、法令及び定款(定款に基づく諸細則を含む。)を順守し、法令順守を率先垂範します。

理事会が理事の職務の執行を監督するため、理事は、業務の執行状況を理事会に報告するとともに、他の理事の職務執行状況を相互に監視・監督します。また、重大な法令違反その他定款・内規に違反する重大な事実を発見した理事は、直ちに監事に報告するとともに、遅滞なく理事会において報告します。

理事の職務執行状況は、適切に監事の監査を受けます。

## 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条第1号)

理事の職務執行に関する各種の文書については、法令、定款及び各種細則に基づき作成・保管することを基本方針とします。

評議員会議事録、理事会議事録、その他事業運営上の重要事項に関する決裁書類など理事の職務の執行に必要な文書については、理事及び監事等が常時閲覧可能な状態にて保存・管理します。

事業に係る各種の情報については、「情報公開規程」を定め適切に管理し公開しています。

個人情報(個人番号に係る特定個人情報を含む。)については、法令並びに「個人情報の保護に関する規程」及び同規程に基づく各要綱等に基づき厳重に管理しています。

## 3. 危機の管理に関する規程その他の体制の整備

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条第2号)

火災、地震等の危機管理は、理事会決議により、「消防計画」及び「地震防災応急計画」を定め、実施しています。

各部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、リスクを把握、分析、評価して、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。

法人運営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理上の重要な事項については、理事会に報告します。

## 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の整備

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条第3号)

理事会は定期的を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。

理事会は、事業計画及び年間予算を決定し、その執行状況を監督します。

理事会は、事業計画の進捗状況の報告を受けます。

適正かつ効率的な職務執行体制を確保するため、各種規程の見直しを常時行います。

#### 5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条第4号)

職員は、法令、定款及び就業規則等の諸細則を順守します。

職員に対し、定期的に法令等順守の研修を行います。

職員会議、運営会議等を活用し、法令定款違反となる事実の早期把握に努めます。

#### 6. 監事とその職務を補助すべきスタッフを置くことを求めた場合における当該スタッフに関する事項

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条第5号)

監事から求められた場合には、監事と協議のうえ、職員を監事スタッフ(兼任の場合を含む。)として配置します。

#### 7. 監事スタッフの理事からの独立性及び監事の当該スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条第6号・第7号)

監事スタッフの人事考課、異動、処分については、監事の事前承認を得ます。

監事スタッフは、監事から受けた指示の処理結果を監事に文書で報告します。

#### 8. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制の整備及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条第8号・第9号)

監事は、理事会のほか、監事が必要と認める重要な会議に出席します。

重要な報告書その他文書については、監事が随時閲覧可能な状態にします。

監事の求めに応じて、理事及び職員は速やかに業務執行状況を報告します。

職員会議等を活用して、職員が監事に通報することが可能な体制とします。

理事又は職員が監事に報告したことを理由として不利益な取扱いをしません。

#### 9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条第10号・第11号)

監事の職務の執行について生じる費用等は、経理規程に基づき適正に処理します。

監事は、監事間での情報交換及び協議のための会合を定期的を開催します。